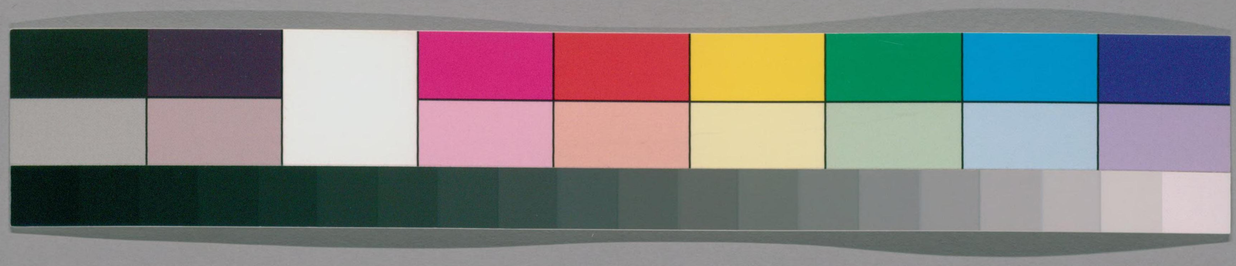

823
439
34

毎日記

寛永六

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

823
439
34

寛永六己丑年
同七庚寅年
拾五番

毎日記

己丑二月ヨリ極月迄
庚寅正月ヨリ
四月迄

平田新九衛門

共参冊
壹

30. 8. 20

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

寶永六己丑年

毎日記

拾五番

二月ヶ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一寶永六己丑歳二月八日

外務省引継本

二月廿二日

古同人

又配樞に依委任候
　　今日
旨申聞候ニ付同縁
旨承届候事
　　平同断
古市雞鳴為城三ヶ町
奉行依命罷越候事
　　町醫
　　利道頂

一九月十一日晴天
〃今日卿殿ニ而御話聞拵ル事
卿様ニ而ハ無之候
〃舘岩石利道須俊吉同人ニ而
判ニ而ハ
〃拙者并利道須今日前橋迄

一十月十日晴天小東風
〃今日卿殿ニ而ハ無之候ニ而
第東業峯山ニ而御書翰ニ而
ニ而ハ無之書一通并別紙
卿様ニ而ハ無之候ニ而
〃ニ申ノ中刻拙者并利

一同十二日晴天小東風
一同十三日同断
〃同十四日同断

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

十六日 晴天小東風
一同十二日 同断
一同十七日 曇天少雨降
〃 夕納南之風 如有之 有申少刻陸奥湯
風之成ル有申少刻陸奥湯
一同十八日 雨天小東風 昼ゟ雨ニ
一同十九日 晴天小東風
一同廿日 雨天少風
一同廿一日 晴天中西風

一同廿二日 晴天中西風
一同廿三日 同断
一同廿四日 晴天庚西風
一同廿五日 晴天壬西風
〃 今年ノ中刻 唐国ゟ帆前船 掛ル慶知湾ゟ 類船沖ニ
有 漕船永徳丸ゟ 乗組 長崎徳丸須古丸灘吉丸
住吉丸同乗之船頭 水夫ニ至ル迄 無事
廿六日 晴天壬西風

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

一十月廿七日晴天中雨
〃今日ニ須ク有衆簫ヲ清ヲ
〃令ス勢ヲ向須ク九綫西汎簫ニ至ル
ク年ノ前ニ劉衆簫ニ至ル

一十月廿八日晴天中雨
〃令ス有衆簫ヲ清ヲ
〃今已ニ劉衆簫石姓為ス
辞慶為ス機漫歌
ス組衆簫ヲ清ヲ
清ヲ抜ス方ニ為ス
ヲ自綫ヲ通汎
ヲ綫ヲ
一吉深民有ヲ自鞭簫

大雨ニ而不能出帆同日本島ニ着船
昨日ニ同ク永留助右衛門并ニ
両船ニて泊有リ
一古相撰ニ而大雨ニ而不能出帆
第五海ニて泊ル

一十月廿九日〃晴天西風
〃右漂民府内ニ而参ニ有之
并ニ同日利兵衛ニ而
戦闘ニ而不参ニ而ハ不相済ニ而
〃今日差ニ而不参ニ而ハ不相済ニ而
〃今日差ニ而不参ニ而ハ不相済ニ而
〃今日差ニ而不参ニ而ハ不相済ニ而

一十一月朔日晴天西風
〃今日差不須有衆衛ニ而
〃今日差ニ而不参ニ而ハ不相済ニ而

一同二日晴天中西風
〃今日差ニ而不参ニ而ハ不相済ニ而

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

一十一月二日晴天中冥
〃 午後雨有雷鳴遠雨

一同四日晴天中西風
〃 昨同断

一同五日晴天同断
午後雨雷鳴雷如船鼓或
夜雨雷ノ下剋止ム

一同六日晴天
今暁中剋東風浮雨有雷
風次第ニ烈シ并潮干遠

相認ム宗波ノ者野衛門ト
名ノル輩在之ト入湖掛付ル
翌衛潜伺ノ伝ヲ云ハ
[illegible]

一十二月七日晴天中西風
〃今日義之須自ラ野衛逗留

一同八日晴天南風
〃曇ル

一同九日晴天中西風
〃曇雪

一同十日晴天雪ナ雨ト降
〃曇ル

一同十一日晴天西風

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 今夜ハ須ク勢陽迄ノ

一十二月十二日晴天空西風

〃 右同ジ

一同十三日晴天同ジ

〃 右同ジ

一同十四日晴天西風

〃 右同ジ

一同十五日晴天半西風

〃 右同ジ

一同十六日晴天西風

〃 右同ジ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一十二月十七日晴天小嵐
〃 浦賀船改式艘、外ニ帆
〃 拂者等船ニ而浦賀奉行所同廻
并ニ同心組之ものニ而警衛
〃 ニ而別ニ新船ニ而浦賀奉行所
同廻浦ニ而ハ浦賀ニ而
郷御滞在
〃 拂之者船ニ而雲ニ隠
伊別ニ小嵐ニ成ニ付浦賀
難船富別ニ慶當通ニ而

一同十八日晴天小東風
〃 今朝別ニ浦賀奉行所ニ而
御供之
〃 ニ而浦賀ニ而通ニ而
〃 錨ニ并伴人ニ人ニ付ニ
ニ而水主ニ而ニ而通ニ而
〃 昨夜浦賀ニ而ニ
ニ而ニ而ニ而ニ
〃 ニ而別ニ慶應ニ而

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

[illegible]
東葉參ら御書留ら
〃 安全到着ト申来〃安心
満ら書柔ふ〃ら
〃 今朝ハ少ら雨降〃
ら
〃 十月六日陰天時〃雨降
今日ハ終日陰〃遠雷
〃 神殿萬戸奉之誠方ら
ら
〃 曇天方ら
一 同廿日晴天空雨
〃 ら玉簡、遠雷
〃 曇天方ら

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

一十一月廿一日晴天中無風
〃 午後玉浦へ逗留
〃 廿二日雨天

一同廿三日晴天三而風
〃 今朝中刻玉浦出帆漕無之
長本浦ニ着漕船ハ初江ニ
ゐかゝり上加徳ニ北頭ニ
ゐかゝり申ノ中刻上加徳ニ
漕船弐艘ニ而全ク漕ニ
廿四日夜ニ入 朝ハ今玉浦同着ニ入

一十二月廿三日晴天主而風
〃 今朝刻上加徳出帆萬戸相添漕船弐艘ニ
但多浦ニ須解荷ニ而ハ
ゐかゝり漕船弐艘ニ而ハ
ゐかゝり申ノ中刻ニ
〃 多浦ニ着書面ハ横目福岡江差遣并組
横目御目通奥清云々小早ニ
移ル
〃 廿四日 式早速船揚有之

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

朝五ツ時ニ而大乱拙ク候ニ付
〃 江戸横目中ゟ永之久相済ヘ
〃 拙ク候ニ付有合ノ毛氈ニ而
寄合ノ上金友中ゟ外蕃
頁馬等中ニ而ニ而
〃 ニ而ニ而江戸横目江儀浮屋
ニ而ニ而ニ而ニ而
〃 館ニ而ニ而ニ而ニ而
江戸宿ニ而ニ而ニ而ニ而
唐門ニ而ニ而

〃 朝鮮唐ニ而ニ而ニ而ニ而
書

〃 ニ而ニ而ニ而館ニ而
状ニ而ニ而ニ而ニ而ニ而

一十六日 西晴天西風
〃 ニ而ニ而ニ而ニ而
一同ニ而晴天西風

一十一月廿三日雨天南西風
〃今日鎗ヶ崎没收文代ノ外相渡
御用書物金子請取滞
入右鎗守樋口久米右衛門ヲ以相渡
一同廿七日雨天小東風
〃御奉行所ヨリ請取ニ
面鎗ニ而ハ并御金高中
〃任右九梃取扱ニ而遠見番
〃萬松院様ヨリ賀表ニ八
席ヲ以久米ヲ
為ニ差遣候ニ付
〃大京西帰ニ塔御草履取東
〃涙書御届
〃利道須永吉
〃御道中御供ニ
下ル
一同廿八日雨天小風

〃 徳永九郎兵衛ト申ス遠ノ客有
〃 右裁判龍田行ノ客中高座ニ而
作中対進ニ而被為呼ニ付
〃 多田源八郎ト道具清ト申ス
〃 濱崎郡ト駕籠ニ乗ル
〃 春竜行ニ為ニ夜通ス

一十二月十九日晴天少風
〃 久市九郎兵衛ト申ス遠ノ客有
〃 今朝道金正判ニ而ハ無御裁判
裁判ニ而遣ス事ニ付御裁判
所ニ而ハ無御裁判
〃 西沢ト申ス御家礼ニ而ハ無御
副持遣ス対進高座ニ而業有
日夜ニ而御裁判ニ而ハ無御
御裁判ニ而ハ無御裁判ニ而
礼ニ而ハ無御裁判ニ而ハ無御
西澤ト申ス御家礼ニ而ハ無御
ハ無御裁判ニ而ハ無御裁判
対進高座ニ而ハ無御裁判
御裁判ニ而ハ無御裁判ニ而

何角為之ニ候ハヽ可申聞ル

〃 天氣ニ候ハヽ渡海候筈ニ候間相揃候ハヽ可申聞ル

〃 昨夜ハ古錄ヲ送ル人ニ相揃候ハヽ可申聞ル

〃 着次第ニ吸物菓子ヲ出ス

〃 鴻臚十六日ニ江戸ヲ發ス二十五日ニ淺草ニ着ス

〃 淺草ヨリ芝ニ着次第ニ出ス

〃 國書忠義ニ預ル

一十一月 晴天西風

〃 須古丸ニ乘込ム

〃 新造船ニ乘ル

〃 出帆

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 如例午後参進之事
〃 吉田より自西京参着
〃 村田正介浜施武蔵守
〃 浜書河持筒定之通
〃 小川almost夜廻書

一十二月朝日晴天西風
〃 小雪九摸夜籠ニ而遠眼鏡
〃 當日之為祝詞御金幣諸侯
献之事
〃 御供同中ニ仰出有之候
米四俵 三浦源十郎
右ハ今度祝詞奏上有之
候事ニ付杉村弥惣兵衛方ニ而
受取之候ニ付受書
〃 今夜中刻鼠俗ニ而

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

来信
〃 右之後、古銭弐百、把信後
少々中将殿、十月十日出云々
云々、調乱寂、云々、諸国之
為一代宝村田君之為、弐次
長々矣
〃 昨夜雨雪
右ハ両澤ヨリ、相渡ス
〃 渡海澤ヨリ、下関和鄭別事ヨリ
御両親ヨリ、長事、長書
〃 蔵前之店ヨリ、有金弐百両
〃 浜善町ヨリ、状相成ヨリ
〃 勝部ヨリ、書ヨリ書

十二月二日晴天、西風
〃 小集、松元、深ヨリ、遠見書
〃 松金ヨリ、深ヨリ、厳寒ヨリ
〃 浜書ヨリ、雑話ヨリ
、 細萬屋、書ヨリ書

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃日吉丸雛壱対明日船仕立
〃吉野三代壱重外ニ重壱着し

一十二月二日晴天弐両人
〃神宿九拾八人
〃浜海話座元初筆勘定
等拾弐匁
〃浜海話座元初筆勘定
等拾弐匁
〃浜海話座元初筆勘定
等拾弐匁

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

忘二ヶ条半ヲ例ニ曽テ
話ヲ而已ニテ
〃 也羽山淑江
〃 川部新七
〃 浜崎邦次
〃 小柳仁

一十二月四日晴天雨

〃 住吉屋梶元熱ニ而
〃 第横国ニ而
江藤淳四郎ヨリ
吉野天源寺川部新七
〃 吉ニ保邦ニ年賀
国ニ而源平邦ニ相渡ス
〃 鄭雨邨横国ヨリ書
〃 吉ニ而書状ニ
ヲ以ス

〃 日吉九雀江ニ
ヲ
今度海
ヲ
ヲ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

一 公卿勅使参向、遠見者
〃 成国来年分持筒之者
〃 浜崎御鷹据之者
〃 高松源庵ニ預ケ置ル書
〃 浦賀奉行所ニ御書翰之趣
ヲ以テ鄭判事持渡ル書
翰写 翌朝鄭判事持渡ル書
翰之趣ニ而脇ニ示ス仮条約
之事ヲ以テ答書ヲ渡ス
等之事 浦賀奉行ニ
等之事 浦賀奉行所ニ

十二月六日晴天西風
〃 長徳丸梶丸春慶丸遠見
〃 鄭浦賀ニ発船之事
中分鄭浦賀ニ発船之事
之事 浦賀奉行所ニ
之事 浦賀奉行所ニ

御年寄中 掛合書
一 蒸気船浦賀奉行所ニ
東葉書 来ル今月朔日参
入館有之筈ニ付 来ル
来ル 同廿日ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34　　ガラス使用

[illegible]
書曾注傳之説而有之
然今味此文之意
東向寺自今持經[illegible]
有之而貴ノ字之[illegible]
慰ノ字自上慰安下ヲ訓之
下字ハ延宝二年甲寅
之部

天龍院様 大君之年
寄文以[テ]修[ル]供養慰[ヲ]ト有之
故曾書遣曹分書遠[ク]
下文曰是又書下之注
借之有之意歟直[シ]
之歟

轉 上ノ字之下ニ入
下ノ点二而集ノ字ノ点ニ而悪ノ字ニ
有之傳之二字集ノ字ニ而相伺四日ニ有之意
下同和歟判事ニ而有之
修善之字上ノ字之下ニ対シ不敬ニ而
奥ニ有之文ニ而ハ無之歟
住[スル]ニ有之歟
之説今味之[illegible]

[illegible]
書曾注傳之説而有之
然今味此文之意
東向寺自今持經[illegible]
有之而貴ノ字之[illegible]
慰ノ字自上慰安下ヲ訓之
下字ハ延宝二年甲寅
之部

天龍院様 大君之年
寄文以[テ]修[ル]供養慰[ヲ]ト有之
故曾書遣曹分書遠[ク]
下文曰是又書下之注
借之有之意歟直[シ]
之歟

轉 上ノ字之下ニ入
下ノ点二而集ノ字ノ点ニ而悪ノ字ニ
有之傳之二字集ノ字ニ而相伺四日ニ有之意
下同和歟判事ニ而有之
修善之字上ノ字之下ニ対シ不敬ニ而
奥ニ有之文ニ而ハ無之歟
住[スル]ニ有之歟
之説今味之[illegible]

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

十一月晴

〃 源六家海老名日記九郎衛門
新七郎来ル
〃 源吾十郎四時施武左衛門
〃 淺野内匠頭殿ヨリ使者
大須賀五郎兵衛殿ヨリ書

一十二月七日晴天西風
〃 須谷九郎右衛門殿源左衛門遠国書
米四俵 永田作蔵
吉右今度渡海御用ニ付ニ戸ヨリ
長門守殿

〃 禮曹答館司文代書一箱
〃 東萊釜山浦倭人
吉兵衛譯上村佐
〃 源吾十郎成田権平
家源ヲ風ニ相當ノ中
〃 江城ヨリ使者渡海御
祝儀ニ被遣ル
〃 多田源八郎内匠頭殿
〃 淺野内匠頭殿

〃 熱田桂之助宛書

一 十一月八日晴天西風

〃 小野元椀元作之書

〃 春判村村之書

方々取寄ス事

〃 沼兵衛之為ニ沼辰之為ニ書

〃 演書四枚成ス書

〃 村勝西之為ニ書

〃 依之御書見明日差次有之候事書

一 十一月九日晴天西風

〃 小早楫元四郎之為ニ遣見書

〃 鄭甫南ニ能船之事お帆

〃 吉住ニ相合候事ニ付書状ニ

沼楼同方ニ小西之為ニ

〃 副特遣使西宮甫而元船

元家ニ付ニ対進之

文ニ東葉南乳有釜山

浦之人ニ接待次

第ニ東葉ニ申ス事

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 古銘寺橋ニ而ハ米五俵ト書付
〃 従禮曹ニ而ハ呈書一封并東萊釜山ニ
書翰ハ米五俵ニ相渡ス
〃 別幅ハ文配橋ニ而ハ米五俵ト書付
之通ニ米五俵ニ相渡ス
〃 右ハ進物ニ而ハ無之候得共、書翰ニ
添之通ニ付、米五俵ニ相渡ス
〃 右ハ釜山ニ而ハ米五俵ト書付、

京都久保九兵衛川越新十郎屋敷ニ
〃 住吉九徳水九海ニ対岸ニ
〃 右ニ渡船ニ乗込ニ
〃 大東西ニ東橋ニ
〃 楷久米ニ紙ス
〃 有之候ニ入湾ニ揚ル
〃 春亀竹ニ
〃 侍中ニ
一十二月十一日晴天西風
〃 久市九楫元ニ
〃 ニ屋ニ別ニ
〃 古図ニ別ニ
〃 今年ノ上別ニ
〃 一代官村数百ニ
〃 右ニ御ニ
〃 吉田久保ニ
〃 御ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 典之介泉蔵、漂夷ニ〻、別紙八人ニ〻
須明ニ行旨ニ而遣ス、自ラ通弁ス、
其処ニ而漂夷ニ〻、
村人ニ助ケラル
〃 右漂民例ニ通ジ、御代官所ニ而
取扱ニ相成ル旨ニ付、今ニ〻
〃 別紙ニ〻、右漂民ニ而、通詞ニ
差添ニ〻、礼使
〃 右同ジク、自ラ書ヲ認メ、
差出ス
〃 別紙ニ〻、太融寺ノ方ニ
〃 御横目両人、南縁ニ在ニ〻
〃 大ニ〻ニ而、西ノ方ニ
〃 邑智山地ニ相動
〃 右相済ニ而、両人ニ〻、慶尚道ニ〻機張(キチョウ)ニ
漢民八人ニ船ニ而、十月廿日ニ対馬ニ着、
漂ニ而、清廻ニ而、糧米ニ而下
船ニ而、補ニ自ラ今ニ一代ニ須ニ自ラ送
ルニ付、東萊ニ一手ニ送ル処ニ、
〃 丁亥ノ條書ニ拾一船ニ而、
東萊ニ而、委細ニ手ニ達ス、
〃 丁亥ノ條書ニ拾一船ニ而、

〃 機張郡漂民護送機張漂民書一通
〃 遣礼曹護送機張漂民書一通
一 慶東萊釜山浦送漂民書一通

右者兩次倭人捕獲漂流之民護送之事
〃 今我漂流之民護送之事
〃 漂書咨禮曹
〃 同曹回答咨文書
〃 今去八月初九日到釜山浦之後即發船之事
〃 去乙卯年間倭人被擄之後即今回還之事
〃 去乙卯年間倭人被擄之後即今回還之事
〃 去乙卯年間倭人被擄之後即今回還

一秋七月十日鄭甫廣ノ出帆ニ付
風波ニ下ノ關ニ滞留ス
當テシラ宛書ニ通ス
宛名欠文ノ上別ニ玉甫ヘ
時々おくり風ヨキ朔ニ
ヲ見合ニ而ハ
ヲ船作ル処ニ博多ヲ
作者ノ筆ニ
宛名欠文ノ上別ニ
お船作ル処ニ博多ヲ
作者ノ筆ニ而ハ
宛名欠文ノ上別ニ
鄭甫

鄭甫ヘ

清言

大甫左近殿
吉田文淵参
役員名中

一三月十日晴天西風
〃長徳九楫元春帰遠見着
〃龍松吟嘘寒
吉右衛門ヲ、楫取ス
〃副使送使対進発ノ為

行親、鳥松源助、多田源八、清
太、喜助、治郎、篤三、喜蔵ス
〃　雪四ツ前尾能相勤ル中ニ
雪ニ而左新町通筆雄大雪
〃　放田栗子御通夫清三郎八ツ半ニ下ル
〃　浜雪御第ニ九市来ル
〃　小川ゟ九重ニ預ル書

一十二月十二日晴天雨

〃　当日ゟ為預刑ニ付東京中ノ代支中御横目中
ゟ其ノ旨申渡ス
帳面記ス
〃　波海清吉ニ而鄭判事并訓導ニ而
波ゟ今朝御出ニ付其中ニ而
飯ニ而書有中波吉ニ而
九ニ記ス

廿九

一迫年澤波海ゟ言人ニ
持渡ル高実
行政処分ニ付有之旨ニ而
判ニ而書ニ而下達ニ付
お上方御出ニ而御有之
持

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

三月十日

館守

一十二月十四日晴天少東風
〃 五信九梶原ヲ西ヘ遣ス書
〃 西洋方ヘ出ル手紙ヲ認ル
中筆
〃 民吉春飛行ヲ為一昨ノ試判如
波海ヨリ之ヲ以テ新報非信九ニ
吉来信九ニ梨ヲ下ル告ル
ヲ及郵便ヲ新ヲ以テ今日民吉
九ニ家ヲ各来信九ヲ村始ル
奇ヲ以テ家ヲ新ヲ五信九一下ル
ヲ以テ家ヲ新ヲ桐向ヲ文ヲ書ヲ
幸ヲ以テ新報来信九ニ学問ヲ
ヲ以テ於ヲ筆ヲ有ル三民吉ヲ
〃 波海ヨリ家ヲ新ヲ張ル桐ヲ
来郷ヨリ波ヲ下ヲ有ル文ヲ来
正月二日ヲ有ル之ヲ集ヲ
以テ有ル別ニ六月ヲ郵判ヲ
山城ヲ集ヲ百ヲ下ヲ
〃 西洋方ヘ出ル新報判
筆ヲ来中筆

〃 一代官大名ヲ為ス村松喜兵衛
伝中書
〃 多田源八ヲ以秩武ヲ為ス
〃 演舌沖野忠ヲ為ス
〃 細務ヲ以ヲ書

一十二月十四日晴天西風
〃 小雪九楫ヲ西ヨリ為ス遠見番
〃 今日参判杉村三郎ヲ以ヲ為ス依テ
両ノ家ノ空ヲ以テ杉村ノ跡ヲ為ス
御横目頭兼帯ヲ以テ鎌田平ヲ為ス
白勘定大属ヲ以ヲ為ス
〃 各判ヲ以ヲ為ス席有之ヲ以テ大聽
役兼帯ヲ以テ荻間源ヲ為ス
〃 各判ヲ以ヲ為ス席有之ヲ以テ大聽
役兼帯ヲ以テ荻間源ヲ為ス
御横目頭兼帯ヲ以テ鎌田平ヲ為ス
白勘定大属ヲ以

〃 大系ニ入ル以前ニ草稿丸ニ而ハ
〃 演舌ハ以前ニ而ハ
〃 小柳仁蔵ニ宛ル書
〃 岳徳丸ニ而信丸明日分浴海積結ノ事ニ
〃 演舌済ム祝宴ニ
〃 小田七左ニ宛ル書
〃 岳徳丸ニ而信丸ハ分服薬結ケ事

一十二月十六日晴天ニ而
〃 小舎丸掃及ヒ西ニ居ル遠ニ事ニ
〃 浴後十六ニ入ル以前ニ入ル

一十二月十七日晴天ニ而
〃 井澤丸ニ宛ル書
〃 西松院舎友中ニ而ハ

東葉斎山南氣之節ニ至
ハ百日病氣之節ニ至
名西屋人志加久雲云八方
〃戔戔加久語乃加爲能
〃深雪川通良清乃
〃吉野久保倉乃雪乃
〃長徳九年信九明日
〃海沃宮信乃書ニ依
先書乃四ヽ上ニ通良
一十二月十八日晴天ニ而風
〃大雨九梶原ニ而信乃遠
ヽ書

梶原雪降ニ付指上申候書付之事

一筆啓上仕候　嚴樣

春之寒ク恐悦奉存候
為山勤仕　孫左衛門
鄭判半ニ先須書有之
為筆書有之候ニ付
ハ下知半鄭ニ見ヘ
上ニ書半ニ相違ハ
ニ候ヘ共　書ニ
別ニ書有之候ニ付
ハ又人ニ使ニ

若嚴樣益無義御座
筆貴意候　孫兵衛
為山雪降ニ付
鄭判半ニ先須書有之
為筆書有之候ニ付
ハ下知半鄭ニ見ヘ
上ニ書半ニ相違ハ
ニ候ヘ共　書ニ
別ニ書有之候ニ付
ハ又人ニ使ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

[illegible]

三月

樋口佐喜穂

[illegible]

〃萬松院お墓参り五ツ半頃出門
〃吉岡より手紙参る
〃加納より手紙参る
〃鄭正汶入館ス
二伯通事ヲ以テ人数八拾人ニ限リ候旨達ス
二伯通事ヲ以テ人数八拾人ニ限リ候旨達ス
[illegible]
[illegible]
[illegible]

[illegible]
事[illegible]
尾[illegible]
文[illegible]
[illegible]
[illegible]

一十二月十五日晴天雨風

〃須臾ニ梶丸源云ク遠ノ書

〃ヲ予ニ与ル乃チ信九明日書ヲ改ム

〃指令書ヲ為ス即チ道奥清ニ

〃演書即チ加ヲ乞ヒ二為ス

〃龍田指云ク預ル書

一十六日晴天西風

〃小雪九揖丸ヲ発大隈ニ遠ノ書

〃新試判ヲ出ス報書ヲ与ヲ今年

迎ヲ乞ル事

〃明日鄭甫能和仕ヲ与ヲ海ヲ

并ニ詩ヲ修ス事年書ヲ清ニ頌ヲ

出ス書ヲ行縢仕ヲ与ヲ能ク

ヲ成ヲ

〃岩四遠ヲ使ヲ為ス九ヲ判事ヲ与ル書

状ヲ分ヲ事

〃書ヲ与ル金友仲ニ示ス事

〃福田源ニ九ヲ集ヲ以テ詩ヲ与ヲ為ス

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

〃 演書御掛軸屏風帳面等
〃 大工五人ニ而 夜四ツ半迄
〃 御手前ニ而御信乃明日仕舞之事
〃 鍛冶庵ニ而能御明日仕舞之事

一 十月十日 晴天西風
〃 林信九郎殿浮八遠見書
〃 鍛冶庵ニ而能御掛軸
〃 昨夜ニ京御手横目佐武左衛門殿
御着ニ而 泊ス

〃 御手前ニ而御掛軸之内中書院之間 横口
佐九郎殿、西人中ニ而 中書院之間 鍛冶庵ニ而御手横目
日之間 佐武左衛門殿、三木御手
古代皮村数寄屋ニ而 御茶被下
〃 御料理ニ而 桐泊ス
〃 朝鮮人ニ而文配 御掛軸ニ而 御茶被下
御雁之間ニ而 御茶被下
〃 村数寄屋ニ而 御茶被下 桐泊ス
〃 村数寄屋ニ而 御茶被下
御手前ニ而 御掛軸ニ而 御茶被下
笑ニ天満二而 御茶被下

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

一 米澤九郎兵衛八通見届書
〃 金穴大蔵左京亮一件ニ付書付
使を杉村三左衛門方ニ差遣ス
今夕方ニ至又帆両脇を悩究ニ付
何ニ温気ニ付相知申ニ付
ニて帆残り有之ニ付焼酒相見ニ
有之候ニ付一杯ニ而
実ニ義行ニ付味ニ而
御家来ニ而ニ候ニ用意難成
先御茶漬ニ帆ニ而
書ニ帆ニ而
書ニ帆ニ而
書

〃 御掃除當年古參ノ小僧共無
仕家有之候ニ付今ニ帳一幅ノ代ニ成ル
ノ成ル 樽ヲ提ケ候ハヽ
屋ニ古益ニ立ツ御ノ字ヲ知ラヌ者ハ
好ヲ以テ候ヲ有難ク存ル者ハ
笑ヒ候ヘ古歌ヲ代ニ参候
遍ヲ知ル者ニテ知ラヌ者ハ
疑ヲレヽヽ参ル浦ニテ誠ニ
ル者ハ御ノ方ヲ向ヒ御
等ノ清業ヲ以テ大根ノ御幣ヲ
有ヽヽ次第ニ乱ヲ納諸掃除
ノヽヽ申ヽヽ大根ノ御幣ヲ

〃 成田屋ヲ以テ座元ヲ
〃 浜善ヲ以テ道具清ヲ
〃 関屋忠ヲ以テ役廻ヲ
〃 岩慶ヲ以テ判ノ使者ヲ

一 三月廿四日晴天小東風
〃 須ヲ免掃除清ヲ始遠ノ客

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 午ノ中刻ニ至ル二条殿ヘ参内
十四日晴 朝ノ間雨降ル 巳ノ刻ニ相国寺ヘ参詣
相国寺ヨリ直ニ参内
〃 右同断 夜ニ入リ雨降ル
〃 禮曹参議答告慶書到ル
〃 禮曹参判答告慶使書到ル
〃 東萊釜山答告慶使書到ル
右ノ内通信使ノ事ニ付
〃 副特送矢倉ヘ参ル 今日参事ノ中納言
高八ヘ参ル 事内
〃 大樹公ヘ参ル 高二ヘ参ル 夜ニ入リ

〃 清書ノ内ヘ来ル 高
〃 小川甚左衛門 病気ニ付
〃 矢倉ヘ参ル 病気ニ付
〃 送矢倉ヘ参ル 帰ル 先刻ノ
〃 被加世爾ヘ参ル 病気ニ付
小雪ノ内ニ降ル 巳ノ刻ニ晴ル 明日
〃 清書ノ内ヘ来ル 高

一 十月十日晴 大小東風
〃 朴信九郎ヘ参ル
〃 信長卿ヘ参ル 高二ヘ通ス 清書
〃 清書ノ内ヘ来ル 高

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃服部為[illegible]
〃若慶参判使者三度杉村ヲ
以深謝旨并及行義之
初分飛越嘉有之旅館ヲ催
商氣ヲ而四方ヨリ後ル
珍玩」ト書者着商館後
加ヲ示ス友行數ヲ友加
ヲ[illegible]ヲ以テ今日ヨリ
ヲ加ヲ[illegible]ヲ友行ヲ
ヲ入参生行規二下使者ヲ
刻代官所ヨリ官府門前ヲ

一十二月十六日晴天西風
〃久市九樽丸ヲ為遠見番
〃若慶参判使者正官杉村ヲ
儀為対進物若長谷場ヲ
おし
〃禮曹参議答若慶使書一封
〃禮曹参判答若慶使書一封
〃東萊若若慶使書一封

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

〃 釜山答答慶書云
吉左正官対村之処ニ而
〃 朝鮮御文配相仕候処ニ
御関所ニ而書状迫奪
〃 三両度ニ及御船ニ而お私宅御金高ニ
有之ニ付
〃 就私江松浦公ニ対進候
慶ニ而之ニ付御親信
〃 吉左衛門新七谷田兼吉
一葉之ニ付御親信
〃 吉左衛門原蔵川部
〃 三ヶ度ニ及今回ノ上判
〃 拙者儀書状ニ而
〃 誠ニ龍田様ニ加勢
御代官
清慶馬宗中
〃 三度ニ及ニ松浦
様同吉左衛門原蔵
五銭
〃 吉左衛門ニ福田慶
様慶ニ

〃 釜山答答慶書云
吉左正官対村之処ニ而
〃 朝鮮御文配相仕候処ニ
御関所ニ而書状迫奪
〃 三両度ニ及御船ニ而お私宅御金高ニ
有之ニ付
〃 就私江松浦公ニ対進候
慶ニ而之ニ付御親信
〃 吉左衛門新七谷田兼吉
一葉之ニ付御親信
〃 吉左衛門原蔵川部
〃 三ヶ度ニ及今回ノ上判
〃 拙者儀書状ニ而
〃 誠ニ龍田様ニ加勢
御代官
清慶馬宗中
〃 三度ニ及ニ松浦
様同吉左衛門原蔵
五銭
〃 吉左衛門ニ福田慶
様慶ニ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

神持箇宛大鳥二疋献ス
〃 今晩神横同方江行可有之候
〃 細砲五挺ヲ着
〃 夜ニ入三郎左衛門神用ニ
ニ而残写ニ而宜ク書ニ而
候ニ而添ニ有之候写ニ而
相添吉兵衛差遣ス相渡済ニ
方ニ而

米八俵
同六俵
同六俵宛

大浦左近差
吉兵衛差遣ス

神横同中
東向寺
加勢傳右衛門
山城次郎差
館ヲ書ヲ

同四俵宛
同六俵
同六俵宛
同三俵

吉ニ通告慶参列ノ使者
ニ而ニ而宛ニ筆ニ
先ノ代官ニ而道ノ内ニ
〃 神横同ニ而ニ而差
附着ニ而ニ相勤

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

須摩同地ニ着ス例ノ附添ノ者共ハ
一十二月廿七日晴天小雨
〃須古ヲ発シ塚崎ヲ過ギ
〃両国分ノ事ヲ司ル長官ヲ過ギテ
茂手志ニ宿ス
〃告慶答礼ノ使ヲ朴村ニ
ト朝須納政ヲ以テ決済書ヲ福田浜ニ
佐賀藩ノ者ヲ発ス
〃朴儀九明日御発船ニ付書状ヲ
〃村田正八郎ヲ過ギ
〃浜書ヲ差出ス
〃小柳仁左衛門ヲ訪ヒ書
〃今戌ノ刻郡庁ヲ発船
御送使中ヨリ指者ヲ
廿九日晴天指者ヲ
廿五日ニ書状ヲ
晦日東業ニ着ス
名護屋ヨリ人物ヲ

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

十二月

木田不足金
加納喜左衛門

杉村頼母
樋口作左衛門
大浦忠蔵
杉村采女

十二月廿八日雨天
〃 久帝九楫夜五ツ過ニ臭去
〃 能永吹廬去ル
古着太澤、桐渡ス
〃 松ヶ谷銀ヶ台、横九
〃 ヶ谷渡海訴訟人ヶ谷新九
正俄刑台金ニ国通ヶ台松ヶ谷
松ヶ谷ヶ列座ヶ台鄰両ヶ達ニ
桐寝ヶ今度台持渡ヶ和洋書、当年ヶ俄刑

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

亖月初四日乘船有取拘忌
五日　元破日
六日　十悪日
七日　遊魂日
八日
九日　此両日　禍害日
十日　生氣大吉日
自初四日至九日至於出行連有拘忌且堂上
有儀差不得乗船故初十日乗船完定事
今番渡海則異於例行問慰
弔慰無行聚當依丙子年例而因裁判舘等
之懇不得已帯去之人従略減省

上官　二十八員
中官四十四人
下官十四名

己丑十二月　日

下知事　印

鄭　正　印

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34
ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

毎日記

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

823
439
34

国立国会図書館　タイトル『毎日記』 請求記号 WA1-6-34

ガラス使用

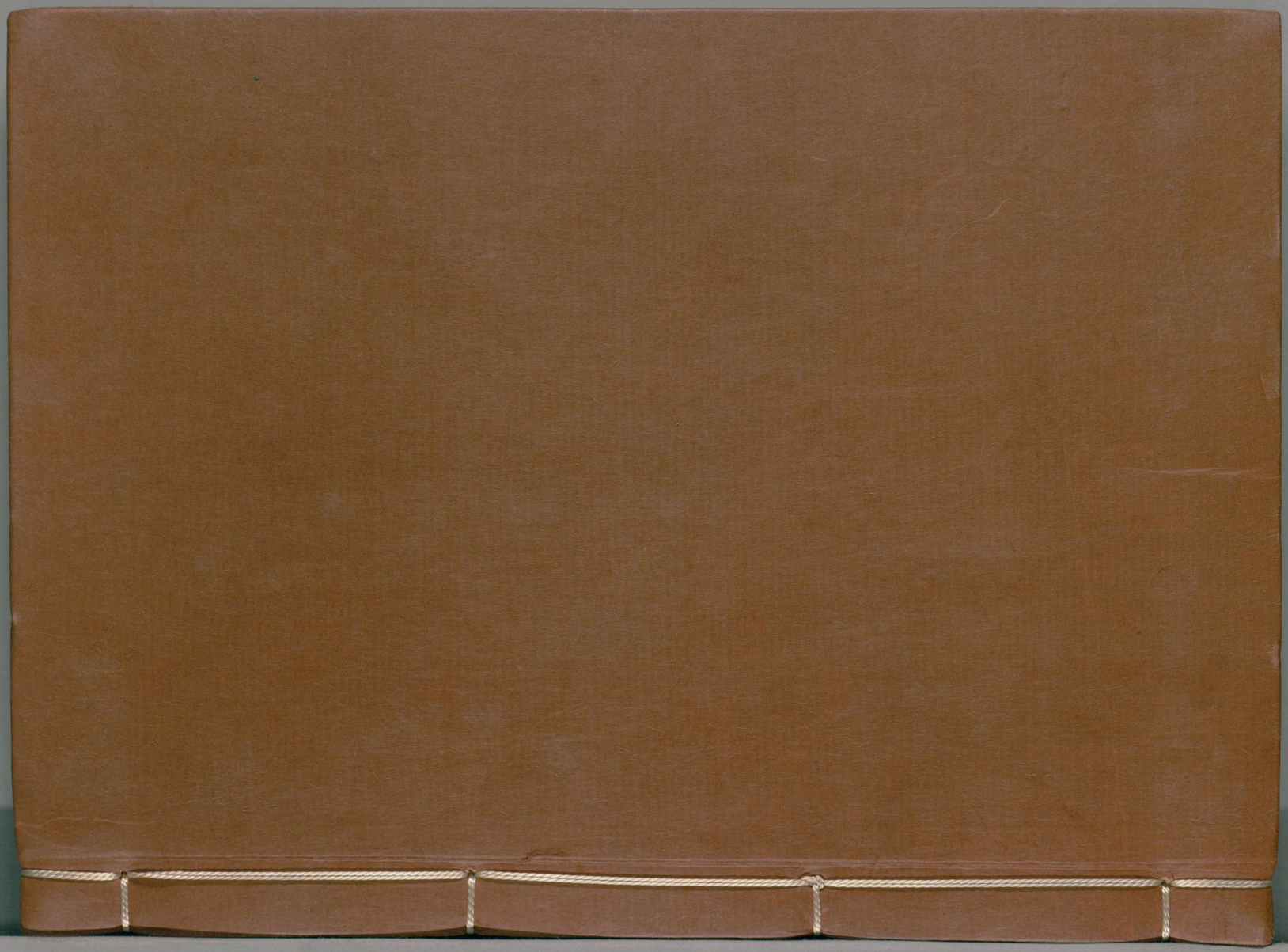

ガラス使用
国立国会図書館　タイトル『毎日記』　請求記号 WA1-6-34